

## 平成19年度決算に基づく笛吹市の健全化判断比率等

「地方公共団体財政健全化法」が平成19年6月に成立し、財政の健全度を測る指標として、これまで算定していた実質公債費比率に、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率を加えた4つの健全化判断比率を算定し、公表することになりました。また、公営企業の健全化に関する指標として、資金不足比率を算定し、公表することになりました。平成19年度決算に係る健全化判断比率等は、下の表のとおりです。

実質赤字比率、連結実質赤字比率とも、分子に当たる実質赤字額が発生しないため、表示される数値はありません。実質公債費比率は13.1%となり、前年度(14.4%)との比較では1.3ポイント低下しました。これは、比率の法制化に伴い、算定方法が見直されたことによるものです。また、将来負担比率は、112.3%となっています。

公営企業に係る資金不足比率についても、分子となる資金不足額の発生がありませんでしたので、表示される数値はありませんでした。

### 健全化判断比率

(単位:%)

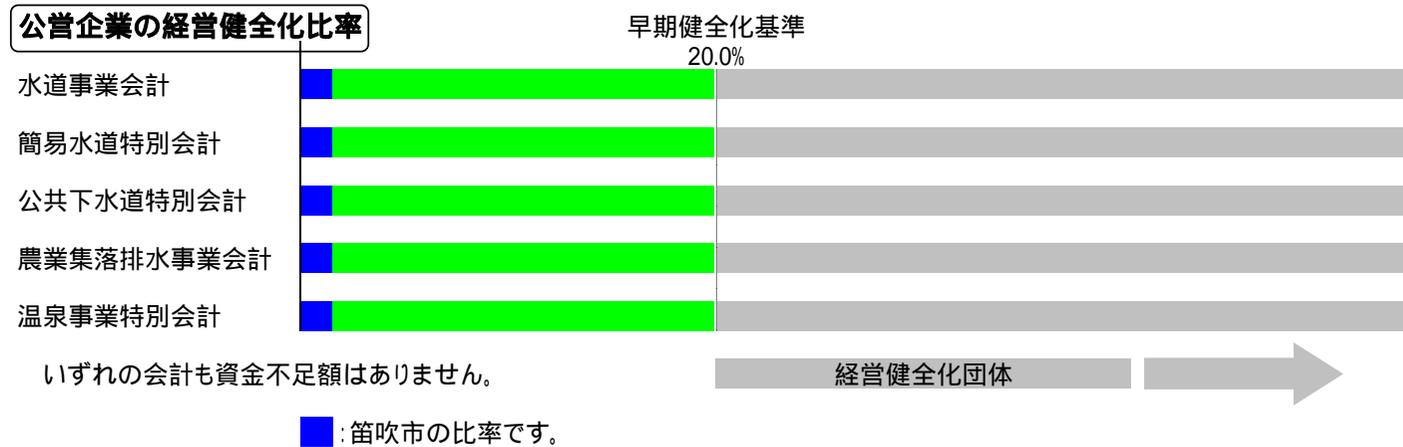
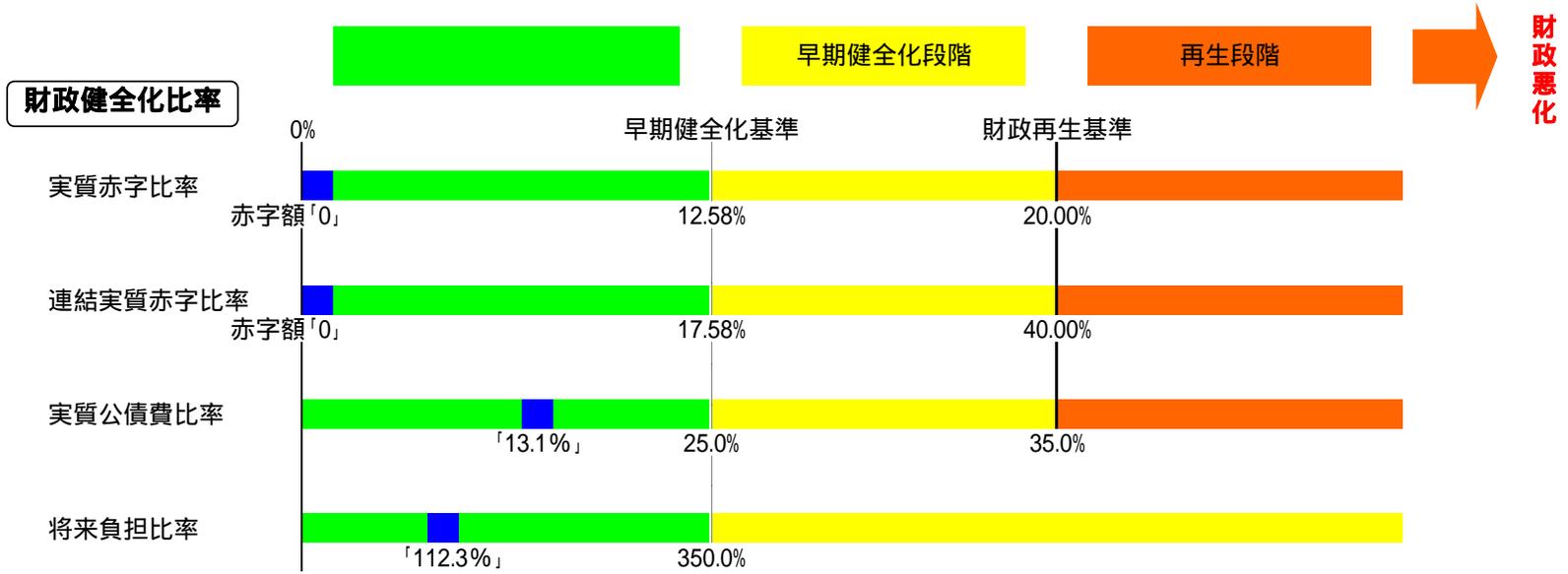
区 分	平成19年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準
実質赤字比率		12.58	20.00
連結実質赤字比率		17.58	40.00
実質公債費比率	13.1	25.0	35.0
将来負担比率	112.3	350.0	

### 資金不足比率

(単位:%)

特別会計の名称	資金不足 比 率	経営健全化 基 準
水道事業会計		20.0
簡易水道特別会計		20.0
公共下水道特別会計		20.0
農業集落排水特別会計		20.0
温泉事業特別会計		20.0

# 笛吹市の財政健全化比率及び公営企業の資金不足比率の状況



## 財政の健全化判断比率等について

### 実質赤字比率

一般会計における実質赤字額(算出総額が歳入総額を上回る場合の赤字額)の標準財政規模に対する比率

### 連結実質赤字比率

全ての会計の実質赤字額(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率

### 実質公債費比率

実質的な公債費に充当された一般財源の標準財政規模を基本とした額(標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額)に対する比率の3ヵ年平均(平成19年度では、実質的な公債費に充当することのできる特定の歳入への都市計画税の算入など、算定方法が変わりました。)

### 将来負担比率

一般会計等が将来的に負担すべき実質的な負担額の標準財政規模を基本とした額に対する比率

上記健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、議会の議決を経て「財政健全化計画」を定め、自主的な改善努力による財政健全化を図ることとされています。また、財政再生基準以上となった場合は、いわゆる「財政破綻」の状況とされ、国等の関与による確実な再生に取り組むこととされています。なお、公営企業については、公営企業における資金不足額の事業規模に対する比率である「資金不足比率」が指標として定められ、この比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めるものとされています。